

令和3年度 長野県森林づくり県民税 ～事業の内容及び目標～



【里山整備利用地域の活動】



【防災・減災のための森林整備】



【子どもの居場所の木質化等】



【松くい虫被害対策】

令和3年3月
長野県

みんなで支える森林づくり

長野県土の約8割を占める森林は、清らかな水や空気を育み、土砂災害や地球温暖化を防止し、木材等の林産物を供給するなど、私たちの暮らしに欠かせない「多面的機能」を有しており、これらの機能を金額に換算すると、県民一人あたり年間約150万円の恩恵を受けていると試算されます。

先人たちのたゆまぬ努力により育まれた豊かな森林資源は、多面的機能を有する私たちの貴重な財産であり、こうした森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、森林の恩恵を受けている県民みんなで森林づくりを支える仕組みとして、平成20年度から「長野県森林づくり県民税」（通称：森林税）を導入し、里山の整備を中心とした森林づくりに取り組んできました。

平成30年度からの第3期森林税では、引き続き里山の整備を中心としつつも、「森林の多様な利用及び活用の推進」を用途に加え、様々な取組を進めています。

令和3年度の森林税活用事業は、「長野県森林づくり県民税に関する基本方針」に掲げた成果等の達成に向け、間伐等による防災・減災のための森林整備について体制を強化して実施するとともに、新型コロナウイルス感染症による県内林業、木材産業への影響の軽減を図るため、需要に応じた木材生産にシフトする林業事業者等の取組の支援などを実施してまいります。

また、第3期森林税が開始されてから3年が経過し、県内各地で着実に事業が進められていることから、森林税の成果をより身近に感じていただける取組を充実させるとともに、引き続き事業成果の検証や必要な制度・事業の見直し等を行いながら、適正かつ有効な事業執行に努めてまいりますので、ご理解とご協力をいただきますとともに、今後さらに効果を上げていくための森林税の活用方法などについて、ご意見、ご提案をお寄せいただければ幸いです。

なお、本内容については、長野県森林づくり県民税条例（平成19年12月27日条例第58号）第5条第1項の規定により、毎年度定める森林税活用事業の内容及び目標として公表するものです。

令和3年3月

目 次

【概要】

森林づくり県民税の仕組み	1
令和3年度 予算総括表・当初予算一覧	2～6

【事業の内容及び目標】

1 「防災・減災」及び「住民等による利活用」のための里山等の整備

防災・減災のための里山等の整備事業	7～9
県民協働による里山の整備・利活用事業	10～11
地域で進める里山集約化事業	12

2 自立的・持続的な森林管理のための間伐材等の利活用

地消地産による木の香る暮らしづくり事業	13～15
薪によるエネルギーの地消地産推進事業	16
森林病虫害被害枯損木利活用（チップ化）事業	17

3 森林づくりに関わる人材の育成

里山整備利用地域リーダー育成事業	18
多様な森林体験を促進する人材の育成・活用	19
自然教育・野外教育推進事業	20

4 多様な県民ニーズに応えるための森林の利活用

森林の教育利用の推進	21～22
まちなかの緑地整備事業	23
観光地における景観形成のための森林等の整備	24～25
森林セラピー推進支援事業（施設整備）	26

5 市町村に対する財政調整的視点での支援

森林づくり推進支援金	27
------------	----

6 森林づくりの理解を深める普及啓発及び森林税の評価・検証

森林税の普及啓発、評価・検証	28～29
----------------	-------